産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険料が軽減されます!

対象となる方・受付期間

- **令和5年11月1日以降に出産された当組合の被保険者の方が対象です。** 出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶)を含みます。
- 出産予定日の6ケ月前から届出できます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料(以下「保険料」という。)の軽減方法

● 出産の予定日又は出産日の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には3ヶ月前)から、出産予定月の翌々月(以下「産前産後期間」という。)まで、保険料が軽減されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

保険料の軽減措置は、出産される被保険者の方に課せられる産前産後期間の保険料が軽減されます。 多胎妊娠の場合は、出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

● 令和5年度においては、この保険料軽減措置が令和6年1月1日施行のため、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	_
			出産予定月				
			,	-			- <mark>□</mark> ····対象期間

届出に必要な書類

産前産後の保険料軽減措置届出書(以下「届出書」という。)、保険料過誤納還付請求申請書(産前産後期間保険料軽減措置分)(以下「還付請求書」という。)

添付資料(当組合から、届出書及び還付請求書を郵送された方()は、添付資料の提出は必要ありません。)

- ア 出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認できる書類)
- イ 単胎妊娠又は多胎妊娠の事実を明らかにできる書類
- ウ 死産又は流産の場合は、そのことが確認できる書類

被保険者の方が出産したときに支給される「出産育児一時金」について、医療機関での分娩費の支払いにあてる「出産育児一時金直接支払制度」をご利用された方には、医療機関から当組合へ送付される「出産育児一時金の支払請求資料」により、届出書及び還付請求書を郵送します。

軽減保険料の還付時期等

国民健康保険組合の大部分における産前産後期間の保険料軽減措置は、納付していただいた保険料を還付する取扱いで実施しています。従いまして、産前産後期間の保険料は、毎月組合員様にお送りする「保険料納付告知書」に記載されている保険料金額で納付願います。

還付時期は、産前産後期間の最終月月末時点で、組合員様の納付すべき保険料が確定後、届出された還付請求書に記載されている振込口座に、出産された方の産前産後期間軽減額を還付金として振込します。ただし、産前産後期間が年度をまたぐ場合は、保険料を所属年度毎に区分し、前記と同様に振込します。